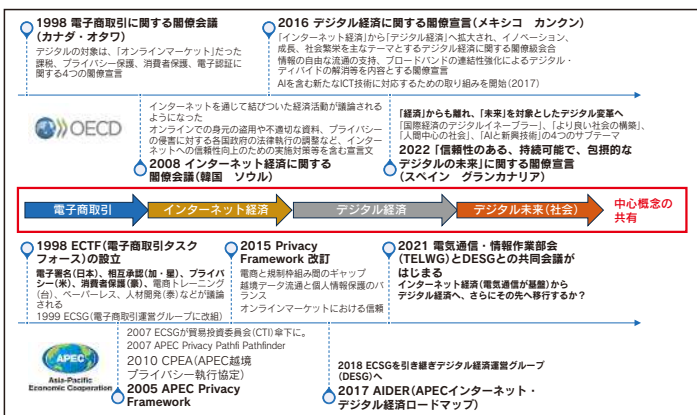


図表 OECDでのデジタル政策中心概念の波及 (APECを例として)



各種資料をもとに筆者作成

# 民間企業と友好国主義が作る OECDのデジタル政策

— AIとデータをめぐるデジタル政策の総本山

BIACデジタル経済政策委員会共同委員長  
日本情報経済社会推進協会 主席 研究員

横澤 誠  
よこざわ まこと



## OECDのデジタル経済政策委員会

個人情報保護の概念がまだ一般には浸透していなかった1980年代に、OECDは未来の技術発展を見越して「プライバシーガイドライン」の8原則を提示した。以来、これらの原則の本体自体は変更されず、各国の個人情報保護法の基礎となつているほか、現在もスマートフォンやAI、仮想現実（VR）などの技術が普及する中でさらに存在感を増している。OECDは、その後もデジタル経済政策委員会（現、総務省の飯田陽一氏が委員長を務めている）において、各国の法制度や規制の調和を図るためにガイドライン作りを中心とした活動を続け、APECを含む多くの政策機関に影響を与えている（図表参照）。

## デジタル政策議論の新たな展開

今、デジタル政策をめぐる状況は大きく変盤、事業環境による変化が激しく、その一方で課題の共通性、類似性も大きい。それゆえに、政策全般において「全てがデジタルと関連する」ようになってきている。すでにデジタル経済政策委員会では、五つの作業部会が並行して運営されており、俯瞰的に広く政策議論に関わりたい産業界では、担当者あるいは専門家の分担派遣に困難が生じている。他の委員会でも、環境、通商、イノベーション、産業政策、税制、ガバナンス、消費者など各分野でデジタルと深く関わる議論が行われている。OECDに限らないが、これ

わりつつある。ここでは三つの変化を中心にお話ししよう。

第1に、デジタル技術が急速に進展している。これまでは「いつかは」という認識だったAIが人間を超える可能性が現実となりつつあり、生成系AIなどの技術が登場している。また、ブロックチェーン技術や仮想空間技術などもデジタルの本質を変える可能性がある。第2に、地政学的な状況が変化している。世界的な感染症拡大の後半にロシアのウクライナ侵攻が始まり、発展途上国の課題がOECD諸国にも影響を与えている。途上国におけるデジタル技術の利用やその社会的影響も、常に議論の対象となる。これが、友好国主義が機能するOECDの役割が大きい理由である。

第3に、経済原理の変質が挙げられる。デジタル技術、特にネットワークの急速な発展以前からの大量消費・集中生産モデルは、デ

まで「デジタル政策」としてひとくくりにされてきた領域の輪郭と内部構造を改めて考え直すため、議論する体制と構成を再検討する必要性が生じていると感じる。

## AIとDFFTが今後のデジタル社会を左右する

今、最も議論が盛んなテーマの一つは、ChatGPTをはじめとするAIの議論である。生成されたコンテンツをどのように扱ったらよいか、著作権、個人情報、人権、反社会的な情報、フェイク情報などを誰が保証し、責任を取るのか——など、深い課題ばかりだ。実は、関連する課題はOECDでも以前から議論されており、2019年5月には「AI原則」として閣僚理事会において採択されていた。日本政府もこの議論において中核的な役割を果たしてきたことを高く評価したい。2023年のG7会合でも改めてAIの課題が議論され、OECDのAI原則を基に、新たに「広島AIプロセスに関するG7首脳声明」とともに、国際指針と国際行動規範が発表されている。こうした「原則」アプローチは非拘束的であり、各国の実情に合わせた解釈や執行の余地を残しつつ、底流における政策の共通性を維持するため、今後も他の課題について議論する際に活用されるだろう。

こうした中で、経団連も支持し、日本政府の提案により新たに議論が始まる重要テーマが「データガバナンス」である。個人情報や知財的価値を持つデータに関する権利保護、偽情報、管理責任などをどのように政策テ

ジタルの世界でも重視されてきた。それがクラウドサービス、ビッグデータを基礎としたデジタル経済の一面である。しかし、こうしたハイパースケーラーは資源消費などのSDGsに結びつく課題を抱えており、人権問題や市場の寡占などへの対応も重要性を増している。

## デジタル変革議論の浸透・一般化と議論再編の必要

上記の三つの変化の中で、「先進国クラブ」であるOECDの役割も急速に変化しつつある。これまでの歴史でわかったことは、OECD加盟国は、今後世界中の国・地域が早晚経験するであろうデジタル政策上の課題を先駆けて経験しているということである。各国・地域に固有の課題は存在するが、特にデジタルに関しては、AIなど共通した技術基

マとして扱うべきかが論点となる。特にOECDのような国際機関においては、国境を越えて流通するデータの取り扱いが争点となる。一部の国では、データの自由な活用を妨げる極端な規制が増大しており、規制対象の偏りや不透明な執行なども問題となっている。こうした越境データの流通については、故安倍晋三元首相が2019年のダボス会議での演説において、「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT: Data Free Flow with Trust）」として提案され、OECDでの議論に参加する各国や各企業からも高い関心をもって語られている。

## 民間企業とOECD

友好国主義の中で共通理解を前提に進むOECDでの議論のほぼ全てが、数年以内に実際のビジネスや実生活に影響を与えてくる。デジタルに関して言えば、OECDの動向を見ておけば、世界中の情勢や中核的な議論の大半に触れることができる。

各国・各地域における政策概念の変化や違いを見ることにより、AIやデータビジネスなど先進事業に関する知識が蓄積されてくる。それによって、将来の規制や促進政策の予見性が高まり、日本企業が目指すべき市場の見定めや、他とは異なるポジショニングの確立ができるようになる。

同時に、不透明性の高いデジタル分野においては、政策議論に当たり、実際の課題に近い、あるいは直面している民間企業の視点と役割が、大変重要となる。

(注3) AI原則：人工知能に関するOECD原則 <https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0449>

(注4) 広島AIプロセスに関するG7首脳声明： <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100573465.pdf>

(注5) 国際指針：「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際指針」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100573469.pdf>

(注6) 国際行動規範：「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100573472.pdf>

(注1) プライバシーガイドライン：正式には、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」(Recommendation of the Council concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data)、1980年9月23日採択

(注2) プライバシーガイドラインの8原則：①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則